

令和6年度 第1回 こども・子育て支援会議 放課後事業部会 会議録

- 1 日 時 令和6年9月2日（月）10：30～12：00
- 2 場 所 大阪市阿波座センタービル こども青少年局3階会議室
- 3 出 席 者
（委員） 岡田委員、中山委員、名城委員、久保委員、松田委員、松本委員、池田委員
（事務局） 中林こども青少年局企画部長、一司こども青少年局企画部放課後事業担当課長、
山下教育委員会事務局総務部施設整備課長代理、乗京教育委員会事務局指導部初等・中学校教育担当課長、鎌田こども青少年局企画部青少年課放課後事業担当課長代理、中野担当係長、竹口担当係長、土井担当係長、岡田担当係長

4 議題

- （1）（仮称）大阪市こども計画について
- ① 計画の趣旨・基本的な考え方
- ② 計画における量の見込みと確保方策
- （2）大阪市こども・子育て支援計画（第2期）令和5年度取組実施状況報告
- （3）今後の部会開催予定について
- （4）その他
- ・放課後事業の実施状況について
 - ・児童いきいき放課後事業の再構築（案）の取組状況について
 - ・「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」の公布について

5 議事概要

上記の議題について、事務局より報告と説明を行い、質疑応答及び意見交換を行った。

【会議録】

○鎌田こども青少年局企画部青少年課放課後事業担当課長代理

それでは、ただいまから令和6年度第1回こども・子育て支援会議放課後事業部会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、公私ともご多用の中ご出席賜りまして、ありがとうございます。

私は、事務局を担当いたしますこども青少年局企画部青少年課放課後事業担当課長代理の鎌田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は会場にお越しただいて参加、もしくはウェブでの参加ということで、ハイブリッド型で開催させていただいております。一緒に進めていくということでご了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

さて、本会議につきましては原則公開となっております、会議開始と同時に、傍聴の方がおられましたら入っていただくという形になっておりますけれども、本日は傍聴希望の方がいらっしゃいませんでしたので、傍聴者なしということで進めさせていただきます。

では初めに、本日ご出席いただいております委員の皆様方をご紹介させていただきたいと思います。

資料の1、1枚レジュメをめくっていただきまして、資料1をご覧くださいませでしょうか。こちらの資料の順番でお呼びさせていただきたいと思いますので、ご了承をお願いします。

○鎌田こども青少年局企画部青少年課放課後事業担当課長代理
天理大学副学長、人文学部社会教育学科教授の岡田委員様でございます。

○岡田委員
よろしくお願いします。

○鎌田こども青少年局企画部青少年課放課後事業担当課長代理
大阪市主任児童委員連絡会代表、松田委員様です。

○松田委員
松田です。よろしくお願いいたします。

○鎌田こども青少年局企画部青少年課放課後事業担当課長代理
大阪市PTA協議会副会長、久保委員様です。

○久保委員
久保です。どうぞよろしくお願いいたします。

○鎌田こども青少年局企画部青少年課放課後事業担当課長代理
大阪市子ども会育成連合協議会顧問、中山委員様です。

○中山委員
中山でございます。お願いします。

○鎌田こども青少年局企画部青少年課放課後事業担当課長代理
社会福祉法人大和福祉会理事、名城委員様です。

○名城委員
名城です。よろしくお願いいたします。

○鎌田こども青少年局企画部青少年課放課後事業担当課長代理
大阪市青少年指導員連絡協議会副会長、松本委員様です。

○松本委員

松本と申します。初参加になります。よろしくお願いします。

○鎌田こども青少年局企画部青少年課放課後事業担当課長代理

今、松本様のご紹介がございましたが、これまでご参加いただいております山下委員様におかれましては、大阪市青少年指導員連絡協議会会長をご退任されまして、これに伴いまして、今回から松本委員様にご参加いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

今、接続中ではございますが、ウェブ参加で、市立小学校校長会の副会長の池田委員に参加いただく予定となっております。また途中からになるかもしれないですけども、ご紹介させていただく予定ですので、よろしくお願いいたします。

では、この会議ですけども、こども・子育て支援会議条例第9条により準用する第7条第2項の規定により、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができないとされております。現在、ウェブの確認はできておりませんが、この場におきましては6名の方が参加いただいております。定足数を満たしているということで、ご報告のほうをさせていただきます。

本日、議題が多いこともありまして、本市の出席者につきましては、資料1の下段に、事務局の氏名を書かせていただいておりますので、こちらご参照いただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、資料の確認をさせていただきたいと思います。

資料1「こども・子育て支援会議 放課後事業部会委員名簿」、資料2「こども・子育て支援会議 運営要綱」、資料3「(仮称) 大阪市こども計画 計画の趣旨・基本的な考え方について」、資料4「(仮称) 大阪市こども計画における量の見込みと確保方策について」、資料5「大阪市こども・子育て支援計画(第2期) 令和5年度取組実施状況報告」、資料6「こども・子育て支援会議 放課後事業部会 今後の開催予定について」、資料7「小学生の放課後」、資料8「児童いきいき放課後事業の再構築について」、資料9「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の概要」、参考資料「こども・子育て支援に関するニーズ調査等結果について」

こちらのほうが本日の資料としてお配りさせてもらっているものになりますが、皆様、ございますでしょうか。

では、こちらの資料に基づきまして、本日、会議を進めさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、こども青少年局企画部長の中林よりご挨拶申し上げます。

○中林こども青少年局企画部長

おはようございます。

改めまして、こども青少年局企画部長の中林と申します。よろしくお願いいたします。

令和6年度第1回のこども・子育て支援会議放課後事業部会の開会に当たりまして、一言ご挨拶させていただきます。

本日はお忙しい中、しかも先週来から台風10号が迷走いたしまして、本当にいつどこに被害が及ぶのかということで、大阪市内もかなり準備もしていたところですけども、あまり猛威を振るうこともなく安心しましたが、全国的には土砂災害、大雨被害が発生している状況であり、そういった中にご参加いた

いただきましたこと、ありがとうございます。

委員の皆様には平素よりこども青少年の健全育成にご尽力いただき、また市政の各般にわたり格別のご理解・ご支援いただいております、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

こども・子育て支援会議というのは、子育て支援法等の合議制の機関となっているのですが、本年度の放課後事業部会につきましては、昨年4月に施行されておりますこども基本法で策定を努力義務とされました市町村こども計画の本市の案について、それから現行の第2期こども・子育て支援計画の進捗管理、そして放課後事業全般について様々なご意見を賜るのが趣旨となっております。

昨年閣議決定されたこども大綱では、こどもまんなか社会の実現を目指すことを前面に掲げておりますので、5年ぶりに計画策定させていただきますけれども、こども大綱の考え方を大阪府の計画において踏襲されておりますので、その考え方を勘案しながら、それから第2期こども・子育て支援計画の目指してきた大阪市の方向性、そのあたりを踏襲しながら大阪市の案を作成しております。

本日は、この計画案の基本的な考え方と趣旨について説明させていただきたいと思っておりますが、何分にも相当なボリュームということで、事務局からの説明はできるだけポイントを絞って簡潔明瞭にさせていただきたいと思っておりますので、委員の皆様にはそれぞれのお立場からお気づきのところをこのタイミングでご意見いただくのは大変ありがたいと思っておりますので、忌憚のないご意見を賜れば幸いです。

さらに、今年度は5年ぶりの計画の策定ということで、本日、そして11月、年明けの2月、例年にはなく3回お集まりいただかないといけないということで、委員の皆様には大変ご負担にはなりますけれども、非常に重要な年になると大阪市としては考えておりますので、時間のゆるす限り議論いただき、引き続き本部会への皆さんのご支援・ご協力を賜りますことをお願いいたしまして挨拶に代えさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○鎌田こども青少年局企画部青少年課放課後事業担当課長代理

議事に入るに当たりまして、事務局から何点かお願いをさせていただきます。

本日ですけれども、ウェブでの参加の方もありますので、画面にも資料を表示しながら、併せてご覧いただきながら進めさせていただきます。

なお、発言の際に関しましては、会場出席の場合には挙手いただきまして、ご発言いただきますようお願いいたします。ウェブ参加の場合は、手を上げるボタンを押して、一声かけていただき、確認してから発言という形でさせていただきたいと思います。

それでは、活発な意見交換の時間を確保していきたいと思っておりますので、今日は資料がかなり多い状態となっておりますが、皆様、どうぞ進行のほうご協力よろしくをお願いいたします。

それでは、ここで会議の進行を部会長にお願いさせていただきたいと思っております。岡田部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○岡田部会長

それでは、時間もございませんので、早速議題に入っていきたいと思います。

まず1つ目、(仮称)大阪市こども計画について、事務局よりご説明よろしく申し上げます。

○一司こども青少年局企画部放課後事業担当課長

こども青少年局企画部放課後事業担当課長の一司でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

では、説明させていただきます。

まず、資料2、「こども・子育て支援会議運営要綱」をご覧くださいませでしょうか。

第2条におきまして、こども・子育て支援会議には、裏面、別表にございます各部会を設置することを定めております。本計画の趣旨や基本的な考え方につきましては、表最上段にございます教育・保育・子育て支援部会において、当該部会の事務局から8月9日に示され、議論がなされているところでございます。

資料3、「(仮称)大阪市こども計画、計画の趣旨・基本的な考え方について」をご覧くださいませでしょうか。

この資料が8月9日の資料となっております。この資料におきましてご説明をさせていただきたいと思っておりますので、2ページをご覧くださいませでしょうか。

策定の背景でございますが、現在、令和6年度末までのこども・子育て支援計画の第2期計画の期間中でございまして、3段落目、ご覧くださいませでしょうか。令和5年4月に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な法でございます「こども基本法」が施行されました。同年の12月には、少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策の推進に関する大綱を1つに束ねまして、子供施策に関する基本的な方針等を定めた「こども大綱」が閣議決定されまして、市町村は、国の「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案しまして、「市町村こども計画」を策定する努力義務が課されたところでございます。

そのため、本計画は、「こども基本法」に基づく市町村こども計画と位置づけまして、従前のこども・子育て支援計画と子供の貧困対策推進計画を含む、本ページ下段に記載しております計画を一体のものとして策定してまいるのでございます。

また、名称につきましても、「大阪市こども計画」としてまいりたいと考えているところでございます。

3ページ、4ページにつきましては、こども・子育て支援等に係る国の施策を示したものでございまして、4ページをご覧ください。

第2期計画を策定いたしました令和2年度以降の主な動きについて説明いたします。

まず、令和2年度に全世代型社会保障改革の方針が示され、保育の受け皿整備、不妊治療の保険適用、男性の育休取得推進の方向が示されました。

令和4年度には、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うため、児童福祉法の改正が行われました。

さらに、こども基本法が成立し、令和5年度にはこども家庭庁が設立されました。また、こども未来戦略及び加速化プランによりまして、次元の異なる少子化対策が示されるとともに、こども大綱が閣議決定されました。

令和6年度には、こども未来戦略の加速化プランに盛り込まれた施策を着実に実行するため、こども・子育て支援法等の改正が行われたところです。

資料の5ページをご覧ください。

本計画の関連計画を記載してございます。本計画は、こども・若者や子育て支援に関する施策を中心に策定しておりますが、本市では、教育や福祉関係などにつきまして個別に計画を作成しておりますので、関連する他の計画につきまして、整合性を図りながら相互に協力、連携を図ってまいります。

6 ページをご覧ください。

本計画の計画期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間といたします。計画の対象でございますが、現第 2 期計画におきましては全てのこども・青少年と子育て家庭を対象にしておりますが、本計画案におきましては、国から示されたこども大綱に基づきまして、全てのこども・若者と子育て当事者を対象としてまいります。

こども基本法に基づく市町村子ども計画として策定する本計画では、同法における「こども」を計画の範囲としながら、各施策における用語の定義を記載のとおりとさせていただきます。

それでは、7 ページをご覧くださいませでしょうか。

計画を取り巻く状況についてまとめたものでございます。

7 ページ上段左側の人口総数の推移でございます。全国や大阪府よりは緩やかであるにいたしまして、徐々に人口は減少しているという推計となっております。

上段右側の高齢者人口・年少人口の推移と推計でございますが、高齢者人口は増加していく一方で、年少人口は減少する傾向が続いていく推計となっております。

下段左側、年齢別の市内転入・転出数を見ますと、20 代の転入が多い状況でございます。また、下段右側、15 歳から 49 歳の女性人口につきましては、コロナ禍を経て回復傾向にございます。

8 ページをご覧ください。

上段左側の出生数の推移でございますが、近年、右肩下がりの状況が続いております。

下段右側の外国人住民数の推移でございますが、コロナ禍の令和 2 年度・3 年度は減少傾向にありましたが、近年、また急増している状況にございます。

それでは、9 ページをご覧ください。

区別の人口の推移でございますが、区によって状況は大きく異なっておりまして、令和元年度に比べ令和 5 年度のほうが市内中心部の増加が顕著に表れてございます。

10 ページをご覧ください。

計画を策定するに当たっての課題となるポイントをまとめてございます。

まず、子供の貧困でございます。世帯の経済状況や生活状況がこどもの生活や学習環境、学習理解度に影響を与えてございまして、ひとり親家庭、特に母子世帯については、生活の困難さがある状況でございます。

続きまして、11 ページをご覧ください。

全国学力・学習状況調査の結果でございますが、小学校はほぼ全国水準に達しているものの、中学校では達していない状況となっております。

続きまして、12 ページをご覧ください。

「学校に行くのは楽しい」と答えた割合が、小学校、中学校ともに全国平均より低くなっております。「人の役に立つ人間になりたい」と答えた割合は、中学校では全国平均を上回っており、小学校では、若干でございますが全国平均より低くなっております。

13 ページをご覧ください。

自己肯定感についてですが、「自分によいところがあると思う」と答えた割合は、小学校、中学校ともに令和元年度より高くなっております。「将来の夢や目標を持っている」と答えた割合は、全国平均と同様に低くなっております。

15 ページをご覧ください。

生活習慣についてでございますが、「朝食を毎日食べている」と答えた割合は、令和元年度より低くなっております。

続きまして、16 ページをご覧ください。

いじめにつきましては、学校における認知が進んだ結果、大阪市の小学校における認知件数が増加傾向にございます。また、不登校の在籍比率は年々伸びている状況でございます。

資料飛びまして、19 ページをご覧くださいいただけますでしょうか。

児童虐待についてでございます。大阪市のこども相談センターで対応いたしました児童虐待相談件数は近年増加傾向でございましたが、高止まりしているような状況でございます。

次に、22 ページをご覧くださいいただけますでしょうか。

こちらが、次期こども計画を策定するに当たりましての基礎資料とするために、昨年 11 月 30 日から 12 月 27 日の間に実施したニーズ調査等の結果をまとめたものを抜粋いたしまして、平成 30 年に実施した調査結果と比較した資料とさせていただきます。

なお、ニーズ調査等の結果を取りまとめたものの全体版につきましては、本日お渡ししております参考資料といたしまして最後につけておりますので、また後ほどご参照いただければと思います。

それでは、23 ページから 27 ページでございますが、こちらは就学前児童の保護者に対する調査結果でございます。

飛ばさせていただきます、28 ページをご覧ください。

ここからは、就学児童、小学校 1 年生から 3 年生の保護者への調査の結果でございます。

上段の母親就労状況でございますが、フルタイムで就労している母親の割合が、前回調査に比べ高くなっております。それに伴いまして、下段の児童いきいき放課後事業の平日の利用頻度につきましては、週 4 日以上利用が 3.2 ポイント増えてございます。

続きまして、29 ページをご覧ください。

放課後の居場所を提供する事業を利用している理由につきましては、「現在就労している」の割合が前回調査に比べ 6.9 ポイント高くなっております。

事業者に希望することにつきましては、「特になし」が 42.9%で最も多く、希望することがある人では、「習い事（英語や習字など）」「おやつなどの補食の提供」「指導内容を工夫する」などが上がっております。

続きまして、30 ページから 32 ページにつきましては、15 歳から 39 歳の若者を対象に実施した若者意識調査となっておりますが、省略をさせていただきます。

33 ページをご覧ください。

ここからは、大阪市こども計画の基本的な考え方についての説明となります。

左側の構成図につきましては、本計画の構成を示しておりまして、現第 2 期計画の構成を踏襲したものとなっております。

本日の 9 月部会におきましては、後ほど説明いたしますけれども、「大阪市のまち像」とその下の「基本方向」、そして本計画の期間である 5 年を念頭に、基本方向によって実現しようとする大阪市のまち像に近づいた状態、または寄与する状態である「めざすべき目標像」についてご確認いただき、11 月部会では、はぐくみ目標・重点施策・施策目標・基本施策及び詳細施策のところまでご確認いただく予定でございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、34 ページをご覧くださいいただけますでしょうか。

計画の基本理念につきましては、これまでの計画におきましても、国の動向や時勢のトレンドに合わせて、それぞれ表現を変更してまいりましたが、本計画におきましても、これまでの市の計画の基本理念に、こども大綱が目指すこどもまんなか社会の理念を勘案いたしまして、表現を加えております。

続きまして、35 ページ、36 ページでございます。

こちらは、計画の重視する視点についてでございます。35 ページは、現第2期計画のもので7つの視点を掲げてございました。36 ページのほうが、今回の案となっております。大きな変更点でございますが、重視する視点の3つ目に、「こどもがひとしく健やかに、幸せな状態で成長することを重視します」という項目を新たに加えて、8つの視点として整理させていただいております。これは、今計画から貧困の関係の計画も一体のものとして策定していくことから、こどもの生まれ育った環境によって左右されることなく対策を進めていくという視点が必要であるという考え方によるものでございます。

また、こども大綱及び大阪府のこども計画等を勘案しながら、表現を修正しております。項目1は、こどもの意見の尊重に加えて、こどもの意見表明の観点を盛り込んだ修正を加えております。

項目2は、こども大綱に合わせ、「すべてのこども・若者と子育て当事者」という表現にしております。

項目5は、こども大綱において、ライフステージにおいて切れ目なく支援するということが重視されていることから、タイトルに「切れ目なく」という表現を追加しております。

項目7は、近年の働き方改革等を受けまして、表現の修正を行わせていただいたものでございます。1文目は若者のキャリアについて、2文目は仕事と子育ての両立について、それぞれこども大綱を勘案して作成しております。

項目8は、貧困、虐待、いじめなど、こどもや若者を取り巻く様々な不安や課題について、社会のあらゆる分野の人々が一体となって対応していくことをめざす表現に修正しております。

続きまして、37 ページ、38 ページをご覧ください。

10 年から 20 年後の最終的に目指すまちの状態を「大阪市のまち像」として表現したものでございます。

37 ページが現第2期計画、38 ページのほうが今回の案でございます。こちらもこども大綱等を勘案した上で、本市の各計画や本市の市政運営の基本方針等に掲げる取組目標から未来のめざすまち像を考察しながら修正を加えたものとなっております。

現第2期計画と同様、3つのまち像を設定しております。まち像の1は、全てのこども・若者に関わるものとしまして、「すべてのこども・若者が健やかで心豊かに自立した個人として成長できる」ということをめざす表現にしております。

まち像の2は、すべてのライフステージに関わるテーマといたしまして、不安や課題を抱えるこども・若者をみんなで見守り、支えることができるまちを目指すものとしまして、37 ページにございます第2期計画のまち像の3と順番を入れ替えて、今回は2つ目として設定しております。

このまち像の2についてでございますが、1つは、「不安や課題を抱える子育て当事者を社会全体で支え、こども・若者が健やかに育つことができる」ことをめざしまして、当事者に寄り添ったプッシュ型、アウトリーチ型の支援を届ける仕組みという観点の表現を追加した上で整えております。

また、2つ目は、近年のインターネットの低年齢化等を受けました有害情報や犯罪被害の問題等を踏まえまして、表現を修正しております。

続いて、まち像の3は、子育て当事者が「子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるまち」を目指しております。

1つは、身近なところとデジタル技術の両方から必要な情報や支援が得られるまちをめざすという趣旨で、表現を全体的に修正いたしまして、2つ目は、仕事と子育ての両立支援の表現を入れております。

次に、39 ページをご覧くださいいただけますでしょうか。

本計画の基本方向の説明となります。

資料左側は現第2期計画でございまして、3つの基本方向を設定しておりました。こども大綱におきましては、こどもは乳幼児期から学童期、思春期、青年期というライフステージを通じて成長していくことから、ライフステージに応じて切れ目なく対応支援するという考え方のもと、全体の構成がなされております。それを受けまして、本計画につきましても、ライフステージ別に検証が必要であるという考え方から、5つの基本方向に再整理をしております。

本計画が、すべてのこども・若者と子育て当事者を対象としておりますことから、基本方向の順番は、1「子供の誕生前から乳幼児期まで」、2「学童期・思春期」、3「青年期」、4「すべてのライフステージ」に関わるテーマ、5は「子育て当事者」への支援としております。これによりまして、先ほど項目順を変更した大阪市のまち像と基本方向の順番が連動したものとなっております。

40 ページをご覧くださいいただけますでしょうか。

先ほどの基本方向と5年後の姿である目指すべき目標像を示したものとなっております。

なお、下表の「基本施策」と「主な取組」は、今後改めてご議論いただく内容にはなっておりますけれども、基本方向と目指すべき目標像を説明させていただくに当たりまして、具体的な項目があったほうが分かりやすいと思いますので、現時点でのイメージとして掲載しておりますのでご了承くださいますようお願いいたします。

なお、現第2期計画から新たな追加点につきましては網かけをしております。

それでは、本部会の所管事項に関する41 ページをご覧くださいいただけますでしょうか。

基本方向2になってございまして、学童期、思春期のライフステージをまとめておりまして、こども・若者の生きる力を育成し、健やかな成長をサポートする環境を充実することとしております。

めざすべき目標像といたしましては、「すべてのこども・若者が健やかに成長し、自立した個人として自己を確立し、他者ととともに次代の社会を担う」こと、「こども・若者が抱える課題を解決する仕組みやこども・若者の成長を支える環境が整っている」ということを掲げております。

こちらは学校関連の内容に加えまして、基本施策の「(1) こども・若者が自立して生きる力の育成」のうちの「施策4」におきまして、「成長の糧となる多様な体験や学習ができる機会を充実」することといたしまして、こども夢・創造プロジェクト事業、児童いきいき放課後事業、留守家庭児童対策事業などを主な取組として掲げております。

続きまして、43 ページ、44 ページをご覧ください。

基本方向4でございしますが、すべてのライフステージに関わるテーマといたしまして、「すべてのライフステージを通じて縦断的に支援する」ということとしております。また、めざすべき目標像といたしましては、児童虐待の発生予防、早期発見とその家庭を支える社会的な仕組みが整っていること、必要な支援が行き届く体制が整っていること、こども・若者の人権や健全な育成環境を社会総がかりで守ることを掲げております。

最後に、45 ページとなります。ご覧ください。

基本方向5につきましては、子育て当事者に対する支援を取りまとめておりまして、子育て当事者が健康で自己肯定感とゆとりを持ってこどもと向き合えるよう支援することをめざしております。めざす目

標像といたしましては、子育て当事者が安心してこどもと向き合い、育てることができること、育児負担が偏ることなく、多様な働き方や生き方を選択できる社会の仕組みが整っていることを掲げております。駆け足になりましたが、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○岡田部会長

ご説明、以上でよろしいですか。ありがとうございます。

資料3に基づいて、「(仮称)大阪市こども計画」の基本的な考え方、趣旨のご説明をいただきましたが、委員の方々から何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

よろしいですか。

2ページに、市町村は「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案してとなっていますが、大阪府のこども計画というのはもうできているんですか。

○一司こども青少年局企画部放課後事業担当課長
つくられています。

○岡田部会長

それに沿っているところもあるということですね。

○中林こども青少年局企画部長

案ができているところでして、大阪府も、大阪市も同様なのですが、パブリックコメントを一般府市民の方々にご意見を伺って確定しますので、大阪市の場合でしたら3月に、大阪府はそれより前に確定しているのではないかと思います。

○岡田部会長

分かりました。

ほか、何か。よろしいですか。

どうぞ。

○中山委員

44ページ、基本施策の事務局案ですが、44ページ、(4)に、こども・若者の健やかな成長を支える取組の推進ということで、各地域の団体名が上がってるのですが、今、文科省が言っておる学校コミュニティという関連に入ってくるのではないかなと思うんですね。その場合、それぞれの学校の指導員の教育の在り方というのが議論されておると思うんですけども、そのあたりは大阪市としてどういうふうに取り組むする予定か、ちょっとお聞きしたいなと。

○一司こども青少年局企画部放課後事業担当課長
学校コミュニティの指導員の育成ですか。

○中山委員

今のところは区長に聞いても曖昧な返事だし、学校長に聞いても、いや、ホームページを見てください、学校の問題は協議会の中で議論はしていますよというようなことなんですけれども、メンバーがはっきりとしないというか。どうも内容的に見ても、地域で支えるというところにおいて、後でまた出てくるんですけれども、今の「児童いきいき放課後事業」の成り手がない、指導員がいないということで募集をしている。資格は何でもええ、要りませんと。何も要りませんというようなことを書いているけれども、これはちょっと無責任過ぎるかなというふうなところもあります。だから、そのあたり、この指導員の募集を地域で本当にされるのであれば、地域の教育力というのを高めるためにどういう施策というか、行政としての取組考える必要があると思いますね。

○中林こども青少年局企画部長

ありがとうございます。

○中山委員

いろいろ、長い目で見なければならぬところが結構多いと思いますので、1期、2期でできるような問題でもないだろうし、我々もそうだけれども、青少年、子供から大人になり、今の時代まで長年の経験を基に人生があると思いますそのあたりは今のうちからいろんなことを、ご存じのように経験させることによって、大人になってもそれが生きてくると思いますので、そのあたりの施策というのが、長期的な施策というのがやっぱり必要じゃないかなと。それにはやっぱり基本的に地域力を高めるためには、地域の人の教育もしていかなきゃいけないと思いますし、そのあたりがちょっと気がかりになるなど。

ただ、ありがとうございます。子ども会が入っているというのはありがたく思っております。

○中林こども青少年局企画部長

中山先生がおっしゃっているとおり、地域のコミュニティで地域力を高めて、各般の指導員、青少年指導員もそうですけれども、いろいろなところで人材不足と新人の方々の育成が大きな課題でして、ご指摘いただいているようなかたちのものが教育委員会事務局の教育委員会と市民局が所管している活動やこども少年局が所管している事業など、そのあたりはちょっと縦割りなところがありますけれども、連携もしていながらそのところ、中長期的な未来像や大阪市のありかたといったところを考えていかないといけないというふうに思っておりますので、ご意見ありがとうございます。

○岡田部会長

ありがとうございます。

これはあれですね。こども基本法が国にできて、こども大綱というのがまとめられて、そして市町村がこども計画をつくって、これを進めていくために予算請求していく。事業予算請求を各市がしていくということになるわけですね。

○中林こども青少年局企画部長

計画に沿った形で。計画に載っていないとなかなか予算化しにくいところがございますので、とにかく計画にいろいろな事業を載せさせていただいておりますけれども、青少年予算が膨大に膨れ上がっております、国がこどもを真ん中にしていこうというのを前面にだされておりますので、大阪市も同様の方

向性を持ちながら、大阪市の財政当局等もそうなんですけれども、国の施策に関して、ある程度予算の額を上げていくという流れには、市長ともども勢力を上げているところなので、大阪市こども計画の中で、できる限りの考え方を載せていきたいというふうに考えております。

○岡田部会長

はい、分かりました。またいろいろと会議で意見を言って、ここをどんどん進めてくださいというようなことも要求できるのかもしれませんが、そこに予算をつけていただいて、おっしゃっていただいたことも進められると思います。ありがとうございます。

次に進めたいと思います。

2つ目、大阪市こども・子育て支援計画（第2期）の取組実施状況報告をお願いいたします。

○一司こども青少年局企画部放課後事業担当課長

では、ご説明させていただきます。

第2期の取組実施状況報告と本計画の量の見込みの計画値の両方を併せてご説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、資料4が、今回の大阪市こども計画の量の見込みとしまして、目標値を立てるほうになっております。資料5が、現第2期の取組状況というか、量の見込みに対してどれだけの実績があったのかということをご説明した資料となっておりますので、併せてご説明をさせていただければと思います。

まず、資料4の「(仮称) 大阪市こども計画における量の見込みと確保方策について」をご覧くださいませでしょうか。

子ども・子育て支援法におきましては、国が示す基本指針に即しまして、5年を1期といたしまして市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、その支援計画において量の見込み及び確保方策を記載しなければいけないというふうな規定がなされているところでございます。

そのため、大阪市こども計画におきましても、児童いきいき放課後事業及び留守家庭児童対策事業において量の見込み等について算出する必要がございます。

このたび算出いたしました見込みにつきましては、資料4の最上段の表をご覧くださいませでしょうか。

これも低学年と高学年の合計で、合計欄ですので、右側の欄の量の見込みの欄でございますけれども、令和7年度が46,192人、令和8年度が45,501人、令和9年度が44,646人、令和10年度が43,684人、令和11年度が42,146人とさせていただいております、段階的に減少する見込みとなっております。

量の見込みの考え方でございますが、対象者は、小学校に就学していきまして、その保護者が労働等により昼間家庭にいらっしゃらない児童のうち、両事業の利用登録者の合計とさせていただいております。

算出方法につきましては、国から基本となる算式が示されていきまして、年齢別推計人口×家庭類型×利用意向率といった算式で算出してございます。算式中の年齢別推計人口につきましては、人口増減を変化率として乗じまして、マンション等の開発による増を足して求めております。具体的な数字は次のページの上段にございます表をご参照ください。

その下の表は、算式中の「家庭類型」を示したものでございまして、タイプAからタイプFまで分類されてございますけれども、保護者が労働等により長時間家庭にいない児童に限定する必要があるでございますので、タイプA・B・C・Eを対象にすることにいたしまして、先日実施いたしましたニーズ調査による

就労状況から家庭類型の割合を算出しております。

また、算式中の「利用意向率」につきましては、ニーズ調査における両事業の利用意向率を算出しております。

確保方策につきましては、児童いきいき放課後事業を全児童対策として実施していることから、量の見込みと同数としております。

続きまして、資料5で「大阪市こども・子育て支援計画（第2期）令和5年度取組実施状況報告」をご覧ください。

こちらが、現第2期計画の実績をご説明する資料になりまして、現第2期計画の策定時に見込んだ、いわゆる目標時の量の見込みと各年4月1日時点の実績値を並べた表となります。

表の下段にございます「②－①」欄をご覧くださいませでしょうか。

こちらが低学年と高学年の登録児童数の合計に対しまして、②が実績、①が量の見込みとなりますので、量の見込みと実績との乖離をお示しするものとなっております。

特に令和3年度及び令和4年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、6,000人を超える乖離が生じているところでございます。

令和5年度は新型コロナウイルス感染症の5類移行の影響によりまして回復基調ではございますけれども、移行前の4月1日の数値であることから、実績値といたしまして回復基調の状況は十分に反映されていないのですが、実態といたしましては量の見込みとの乖離は小さくなってきてございます。

さらに令和6年度でございますが、量の見込みとして決定しております46,948人に対しましては乖離幅が狭まると考えております。そのため、先述いたしました次期計画の量のところにつきましては、令和7年度のところまでで46,192人となっております、そこから減少傾向に推移するものとなっておりますので、量の見込みの乖離幅が縮小すると46,948人で、令和7年度が46,192人ということでございますので、一定の確度は確保させていただいたのかなと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○岡田部会長

ありがとうございます。

すみません。ちょっと確認なんですけれども、資料4の量の見込みと確保の内容というのは、全て同じ数字になっていますね。この違いは何なのでしょうね。量の見込みと確保の内容と実績というのは、それぞれどう違うのでしょうか。

○一司こども青少年局企画部放課後事業担当課長

量の見込みというのは、計画を立てたときの目標数値です。これぐらいの方に利用してもらうという目標値で、確保の内容というものにつきましては、その受入に受皿がどれだけあるかというところでございますけれども、大阪市の場合は、児童いきいき放課後事業という受皿がございますので、学童さんと合わせて全て受け入れる、そういう受皿は用意していますということでございます。実績値につきましては、実際にご登録いただいた人数をデータから取り上げたものでございますので、実際に令和2年度から令和5年度までの実績値と見ていただけたらと。実際に通っている方です。

○岡田部会長

よく保育所などの待機児童といったときは、要望しているのに入れない人となりますが、この場合は逆で、余裕がまだあるということですか。

○中林こども青少年局企画部長

余裕があるというのか、ご要望された方は必ず対応させてもらいますということです。

○岡田部会長

はい。他に何かご質問ございますか。

恐らく放課後に何らかのケアが必要だろうと見込んでいるけれども、そこに来なかった人が結構いたというのは、この数はどこへ行ったというふうに予想されるのでしょうか。

○一司こども青少年局企画部放課後事業担当課長

大阪市の場合は、放課後に預けたいというニーズについては、「いきいき」があるので、ニーズがあったのにもかかわらず入れなかったという事例がないという形になっていまして、他都市さんでは、やっぱり待機児童は発生している。その方は会社を辞められるとか、ほかの民間さんのほうに預けられるとかという対策を打たないといけないという状態になっているのかなと。

○中林こども青少年局企画部長

部会長がおっしゃっていただいているのは、参加しなかった子供が増えているということをおっしゃっていただいているのかなと思いますけれども。

○岡田部会長

そうですね。

○中林こども青少年局企画部長

いろいろ社会情勢の中で、コロナ禍で、不登校の子供さんが増えたりというのは、家にいることが普通になってしまって、ご家族の方も子ども同士が接触する時間をできるだけ減らしたいということで、「いきいき」とかに参加せずに、自宅で過ごす、どうしても子供たちの引き籠もりがちなケースが増えているのではないかなということが懸念されています。傾向として少しずつ「いきいき」・学童の利用率が上がっているというところ、保護者の就労が上がっているというところは大きいんですけども、そういう点でも少しずつ子供たちと出会う機会にしてくれたらありがたいなと思っています。コロナ禍の期間が長かったこともありリスクを伴うという考えも、あったのではないかと想定されます。

○岡田部会長

ありがとうございます。というようなことです。

○鎌田こども青少年局企画部青少年課放課後事業担当課長代理

資料5のほうに、低学年、高学年というのをどちらも書いてもらっているんですけども、利用されなかった子というのは、特に高学年のほうが圧倒的に利用されていないという形になっています。令和3

年・4年でも、低学年のほうはコロナ禍の中でも利用されている方にそんなに変化はなかったんですけども、行けるんだったら本当は行きたいけど、コロナ禍の時期は高学年の方に関しては留守番ができるからというふうな形で乖離幅が大きかったのかと考えています。

なお、高学年児童もだんだん「いきいき」のほうへ戻ってきているという現状がありますので、今年度に関しましては、乖離幅のほうは小さくなっていると思っています。

○岡田部会長

よろしいでしょうか。

○名城委員

高学年でいいますと、多分、自分の意思で行っていない子が多いんじゃないかと思います。部長がおっしゃったみたいに、家でゲームしたい子はもう行かないと思いますし、習い事に行っている子はもちろん来ないと思いますし、例えば親が行かせたくても、本人が行きたくないと。だんだん高学年になると増えてくる感じを受けております。

○岡田部会長

それはそれでよしですか。

○名城委員

地域で遊ぶのもよしだとは思いますが、やっぱりこのご時世、親御さんが安全なところで遊んでほしいという思いはあるみたいです。

○一司こども青少年局企画部放課後事業担当課長

我々が昨年、独自のニーズ調査をして結構あったのは、夏休みはどうしても使わせたいと考えていて、それはやっぱり生活が乱れるから。お子さん一人で留守番をさせていたら生活が乱れるので、どうしても預けたいから、もう少し楽しい「いきいき」にしてくれないのかとかの意見がございまして、どうしても低学年が多いので、高学年の子が来てもなかなか、逆に居場所がないと思うと、家にいたいと思うお子さんも多いのかなと我々もジレンマを感じながら読ませてはいただいていたんですけどね。

○松田委員

1学期にちょっと問題起こしたこどもが、2か月学校休んで夏休みになって、「いきいき」に来たんです。やっぱりちょっと学校休んでいたし、「いきいき」で慣らしたいというか、そんな感じで親御さんがいました。もともと去年までは来ていたんですけども、4年生になり今年が入っていなかったんですけども、夏休み、毎日ではないですが、半分以上来ているという感じで、何となくやっぱりコミュニケーションを取れるようにやってあげたらすごいよかったと思います。

だから、そういうちょっとしたそういう居場所ができてすごくよかったです。

○岡田部会長

毎年、今の時期、子供の自殺というのは夏休み明けが多いと言われていて、そういう意味では、「いき

いき」に行くことで学校慣れして、始業を迎えられるといいのかもしれないですね。

○松田委員

そうですね。夏休みの最後の日の「いきいき」では夏祭りしたり、ヨーヨー釣りとか、やっているんです、毎年。それはそれで子どもたちは喜んでいます。

○岡田部会長

ありがとうございます。

何かほか、お気づきの点ございますでしょうか。

「いきいき」に対する要望というか、先ほどあったのですが、親は行ってほしいと思うけれども、高学年になると行きたくないという、子の求めるもの全てを「いきいき」がカバーしないといけないとも思わないんですけれども、何かその辺の高学年向けの「いきいき」の在り方みたいなのは何か検討、可能性はあるのでしょうか。

○一司子ども青少年局企画部放課後事業担当課長

学校のほうで多目的室とかをお借りできたら、そちらのほうは、例えば多目的室に Wi-Fi が入っていたりとかする場合もあるので、そこで静かに高学年だけが、宿題とか勉強できるというところは学校と調整して、つくっていているという活動室もあります。それはちょっと参考事例として使っていきたいなと思います。

○岡田部会長

よろしいでしょうか。

○鎌田子ども青少年局企画部青少年課放課後事業担当課長代理

すみません。本日の会議につきましては、こちらの会場とウェブでの参加ということでお話ししていました。現在池田先生がウェブ参加でつながっておりますので、途中とはなりますが、紹介させていただきます。

池田先生、今、こちらの声は聞こえていますでしょうか。

○池田委員

はい。遅れて申し訳ございませんでした。聞こえております。

○鎌田子ども青少年局企画部青少年課放課後事業担当課長代理

途中からとなるんですけれども一言ご挨拶と、何かご意見あれば、いかがでしょうか。

○池田委員

ありがとうございます。

今のご意見を聞いていて、高学年になったら、本校でも「いきいき」というのはなかなか行きませんし、それからもう友達付き合いの中で、学校としても行くことがベストというふうには思っていないんです。

けれども、ただ、どこで遊んでいるのかとか保護者の方が把握するというのが一番大切で、学校も知らない、保護者も知らない、友達関係の中でどこで遊んでいるのかなということで、1か月に1回程度、帰ってこないということで探しに行かないといけないこともこれまでもございました。安全な場所としての「いきいき」ということはとても大切なことだと思うんですけれども、それに対して、学校施設の中で十分、高学年の子が興味を持って、また楽しんでいけているのかなというところについては、工夫をしていけば、もしかしたら増えてくるかも分からないんですけれども、ただ、行くことがいいことじゃなくて、保護者の方は、何かあったときのために保険に入っているというような感じで登録されている方が多いんじゃないかなというふうに思っています。

以上です。

○岡田部会長

ありがとうございました。

ほか、よろしいでしょうか。

どうぞ。

○久保委員

さっきの高学年の対策のところでもおっしゃっていたんですけれども、「いきいき」指導員として働いておられる方の、生の声をお届けさせていただきたいと思います。「活動室では、毎日100人から130人が利用しています。指導員の人数は7人体制で、役割分担があり、毎日変更されているそうです。もめごとが起きると、基本1人の先生で解決するけれども、2人対応になることもある。毎日もめごとが多い。支援のお子様が多いのですが、現状の先生の数では、細かいところまで見れていないのが現状です。親のクレームも多く、地域が対応してくれています。毎日ミーティングして徹底しているけれども、言うことを聞かないお子様が多いのが現状です。

めっちゃやんちゃな子供が多く、蹴るし殴るし、先生が青たんだらけだそうです。「いきいき」の教室で起こっていることだけでも、去年は児童が活動室から脱走したりとか、本当に大変だったそうです。

そういった中で、さっきの成功事例というところなんですけれども、サッカーを教えに大学生のお兄ちゃんが来てくれ、みんなすごくうきうきしていたし、もめごとほとんどなかったということで、それがすごくよかったということで、「いきいき」も教育実習生みたいなお兄さんとかお姉さんとか、そういう立場の人が定期的に巡回する仕組みにしてもらえたらすごく助かるということでおっしゃっていました。

以上です。

○久保委員

うちの息子が小学校5年生で、病気があって、一人で家にいさせられないということで、高学年でも事情が事情やから行ってほしいということで、私も今仕事をしているので、「いきいき」に行ってもらっているところです。児童誰もが利用できるありがたい事業と思います。

ただ、先生たちが足りないということで、なかなか目が行き届かないという部分を聞くと事業としては、入り口で人数制限したら絶対あかんと思うんですけれども、先生たちのことを考えるとどうなのかなと。

○一司こども青少年局企画部放課後事業担当課長

人数制限というのはやっぱりサービス低下になりますので、また、セーフティーネットとしての位置づけがございまして、例えば働いてはもらっちゃらないんだけれども、きょうだいが多いために「いきいき」に登録されているお母様もいらっしゃる、そこの受皿となるようにして、大阪市は続けてきた事業でもあるので、ちょっと難しいところもありますけれども、再構築という形で、支援員を増やしても大丈夫のように予算を増やしてはいただいております。生の声の形であるので、一旦、運営事業者の本部のほうにご相談いただいて、人員を追加配置できるのかどうかというところですが、ちょっと確保が難しいという問題もございます。ただ、今回ちょっとお給料が上がったので、情報ではハローワークにはかなり来ていると聞いていますので、ご相談いただくというのが一つの手かなということと、支援が必要な子とか問題行動を起こすお子様で、確かに指導員側が被害者になっているという事例はかなり上がってきていて、それについてどういう対応をしていくかということも我々考えているところでして、一旦は支援が必要な子に向けては研修を強化するとか、パーソナルケアに入れるような専門家を来年度は探していくとか、考えながら予算も取らせていただいているので、一旦はサービス減というよりは、対応する人数を増やしていくということで、あとは雇用がどれだけできるのかというところになっています。声は上げていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

○岡田部会長

私も大学で学生を連れて、放課後子ども教室とか行くんですけれども、大学生が来ると子供は本当に大喜びするんですね。やっぱり、日頃面倒を見てくださっている方は、恐らくやんちゃな世代を相手するのにはしんどいというようなお年の方もいらっしゃるの、やっぱり若い子たちが一緒に走り回ってくれるとかというのは、子供はやっぱりうれしいんだろうと思います。ただただ年齢が近いというだけで、子供たちは喜んでくれるというところがあるんですね。

でも、やっぱり授業で単位絡みで連れていくから無償でできるんですけれども、これを大学生にボランティアであっちこっち回ってくれというのは、なかなか今の学生も難しいですよ。特に夏休みになると、大学としても、学生を縛りつけられないということもありますのでね。何かそういう、一方では、指導員としてきちっとした学びをして資格を持って専門的な知識がある人も育てないといけないんですけれども、もう少し、若い学生を何か組織して、ある程度のお金ももらえて、それが子供のことが分かるようになって将来につながっていくとか、一緒に遊んだ子供たちもまたその年頃になったら、やってもらったから自分もやってあげようとかという、こういうサイクルができるような、そういう若者組織みたいなのができたらいいんですけどね。

○松本委員

私たちの青少年指導員というのが、今後の青少年指導に日々あたってくれる人たちみたいな感じで、ユースリーダーというのがあって、今期からは中学生以上でおおむね30歳未満ですかね、試しにやっております。

先ほどの話じゃないですけども、やっぱり私らがキャンプとかに中学生とか連れていくんですけれども、どちらかというとやっぱりユースの側に近づくんですね。やっぱりそうですね。小学生でもそうですけれども、やっぱり身近な人、年が近いという方がこういうのに積極的に参加してもらえたら、高学年の人も楽しんでやっていけば、参加したくなるのかなというのは私も思って。そうですね。なかなか

先ほどのユースリーダーと20歳前後の人たち、就職したらなかなか続けてくれる人が少なかったりもするんですけども、そういった形が今後も地域活動を続けてもらえるような形で、まず私らがユースの形を楽しんでもらうみたいな形とか、そういったのをしながら目指していけたらなとは。

ちょっと話ずれましたけれども、そういった仕組みづくりも。地域のそういった大学生とか、年の近い人が参加できる環境というか、そういう仕組みができればいいのかなと私は思います。

○岡田部会長

どうぞ。

○久保委員

小学校の職業体験とはまた違うんですけども。時間帯もずれちゃうんですけども、防災のことで実際地域の防災リーダーになって、私の地域ではすごく高齢の方が多くて、本当に何かあったときに、逆に助けなアカンのかと思うぐらいで。中学生……、明後日、消防署で、東成区子ども未来会議というのがあり、消防署長と生徒会の子たちと一緒に会議をするんですけども、中学生の子が地域で、さっきもおっしゃっていたようにリーダーとなって、その地域の防災リーダーと連携を取って、何かあったときに、地域の防災リーダーを私が引っ張っていくんだという気持ちで何かできたらいいのになと、それを今度、募集していこうと思うんですけども、「いきいき」にちょっと、職業体験じゃないですけども、地元の若い人たちが小学校に行って、そういう、道端であつたらこの間のお兄ちゃんやみたいな感じで、いい感じになったらと思ったんですけど。

○松田委員

一部の「いきいき」では、教育大の2部の子が指導員に入っているんですけど、当日急に休まれることも多いです。大きい、人数の多いところやったら何とかまわるんですが、少ないところは困っておられます。

○一司こども青少年局企画部放課後事業担当課長

学生さんの指導員さんばかりの「いきいき」があるようです。

○松田委員

そうそう。学生しかいないところあります。

○一司こども青少年局企画部放課後事業担当課長

ただ、何でもかといったら、やっぱり先輩から後輩への引継ぎがあるらしいです。そのような伝統的な「いきいき」もあるみたいですね。それがちょっと減っているのは確かで、それはコロナで大学に行かないから、先輩・後輩の関係性が薄れてしまい、引受け手がなくなってきているので、ちょっと我々市としてもポスターを作って学校回りを、大学回りをさせてもらおうかなと思っていて、おっしゃるとおり学生の指導員が増えるとドタキャンはあるんですけども、数は確保しておいたら指導員の高齢化を緩和できるのかなというところもあって、事業所と一緒に専門学校とか大学とかに回らせていただいて、ちょっとやっていただけたところがあったらなと。

○岡田部会長

大学生になると難しい。確かに難しいところがあつてね。お金が絡むと、お金欲しさに、よりいいところへ行くとかいうこともあるんですよね。それで、単位を出すとかすると、単位をもらえるために別にやりたくないけれども来る学生もいたりとかね。やっぱり中学生ぐらい、おっしゃったように、これくらいの子って、いつも教えられるとかいうよりも何か自分が役に立ちたいというようなことに割と飢えているところもあるのですね。地域学校協働活動でも、おっしゃったように防災のときって力になるんですよ、中学生って。そういうことも含めて。中学生やったらそんなにお金たくさんやらなくても、ちょっとしたアルバイトでも喜んでくれるかもしれへんで、そういうのを組織していくのもありかもしれないですね。

○一司こども青少年局企画部放課後事業担当課長

一応職業体験を行う事業もあるのですが、応募者がいるのかどうか問題はありますが、いただいたご意見を基に検討させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○岡田部会長

ありがとうございます。

ほかよろしいでしょうか。何かご意見。

それでは、続いて3つ目、今後の部会開催予定についてご説明お願いいたします。

○一司こども青少年局企画部放課後事業担当課長

今後の開催予定を説明させていただきます。

資料6の「こども・子育て支援会議放課後事業部会、今後の開催予定について」をご覧ください。

こども・子育て支援会議と本部会の開催予定をこの資料に記載させていただいておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

先ほど中林からも案内させていただいたんですけれども、計画策定のために今年度は今回を含めまして3回行う予定となっております。委員の皆様方には大変ご負担をおかけいたしますけれども、何とぞご協力いただきますようよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○岡田部会長

今年度はあと2回会議があるということですので、皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、続いて、その他に入りたいと思います。

その他の幾つか並んでいますが、事務局のほうからご説明お願いいたします。

○一司こども青少年局企画部放課後事業担当課長

説明させていただきます。

放課後事業の実施状況についてということで、資料7、「小学生の放課後」をご覧ください。

大阪市の放課後事業は、児童いきいき放課後事業及び留守家庭児童対策事業を実施しておりまして、各事業の概要を記載しております。「いきいき」は後ほど説明させていただきますので、右側に記載してお

ります留守家庭児童対策事業をご覧くださいいただけますでしょうか。

こちらは、保護者に代わりまして、留守家庭児童の健全な育成を行っておられます放課後児童クラブに対して、その事業実施に要する経費の一部を補助する事業となっております。

この資料の最後のページをご覧くださいいただけますでしょうか。

放課後児童クラブを一覧でお示しさせていただいております、令和6年4月時点の放課後児童クラブ数は102か所となっております。ご利用いただいている児童数は3,277人ということになっております。

続きまして、資料8の「児童いきいき放課後事業の再構築について」をご覧ください。

昨年度の放課後事業部会において説明させていただきました再構築の取組状況をご報告いたします。

2ページをご覧ください。

児童いきいき放課後事業は、市内全ての小学校で誰でも参加可能な放課後の居場所を提供しているものでございます。今年度は283か所で実施しております、令和5年10月時点の登録児童数が58,000人、利用児童数が15,000人となっております。現在の課題といたしましては、利用児童数の増加に伴いまして、余裕教室や指導員の確保が難しい状況となっております。その喫緊の課題に対して、令和5年には再構築案を策定したところでございます。

3ページをご覧くださいませ。

下段の再構築のスケジュールでございますけれども、令和6年度から7年度の2年間をかけて取り組むこととしておりまして、令和7年度からは新事業者の下、実効性のある取組を行うため、先月の20日に事業者選定公募を開始いたしました。

公募の概要につきましては5ページをご覧くださいいただけますでしょうか。

安定的な事業運営や新たな民間参入を促進するため、5年の長期継続契約に変更しております。なお、公募機会を1年または2年おきに提供するため、5年契約の公募時期を令和6年度と令和9年度に分散しております。この詳細につきましては、後ほど6ページをご参照いただけますでしょうか。

続きまして、具体的な再構築の取組内容を説明させていただきますので、資料4ページにお戻りいただきまして、令和6年度には狭隘化対策や指導員の人材確保などに取り組みまして、令和7年度には時間延長の充実に取り組んでまいります。

今年度は狭隘化対策として、7ページにございますとおり、教育長より各小学校宛てに協力を求めています。依頼文を発出していただいております。

また、人材確保といたしましては、給与水準を引き上げさせていただくとともに、事業者による指導員募集の支援をするため、9ページにございますポスターを7月に作成し、区役所や学校における掲出のご協力をいただいております。

なお、前回、岡田委員と中山委員からご意見がございました指導員資格につきましてなんですが、地域指導員は特に資格はないんですけれども、常時常駐していただく運営指導員、地域指導員につきましては資格が必要でございまして、そちらにつきましては、令和7年度から社会教育主事の資格も含めることとさせていただきます。

続きまして、資料9の「学校設置者等及び民間教育保育事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の概要」をご覧ください。

令和6年6月26日には、いわゆる日本版DBS法が公布されました。法律の趣旨といたしましては、子供に関わる事業従事者の性犯罪の犯歴の有無の確認などの措置が義務づけられたものでございます。

3ページをご覧ください。

対象となる施設につきましては、学校や保育所については法律の施行と同時に義務化されますけれども、放課後児童クラブなど民間教育保育等事業者は、認定を受けたものが対象となっておりまいます。「いきいき」や放課後児童クラブの取扱いにつきましては、今後、本部会におきましてもご議論いただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。ありがとうございました。

○岡田部会長

ありがとうございました。

今ご説明いただいたところで何かご質問とかご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、ちょうど時間も参りましたので、今回、この件につきましてはここまでとさせていただきます。

ほか、事務局から何かございますでしょうか。特にございませんか。

それでは、本日の議事はこれで終了させていただきます。どうもご協力ありがとうございました。

○鎌田こども青少年局企画部青少年課放課後事業担当課長代理

岡田部会長、どうもありがとうございました。

本年度に関しましては、先ほどご紹介させていただきましたが、今回を合わせて3回開催予定となっております。ご協力よろしくお願いいたします。

最後に事務連絡です。本日の会議録を作成しまして、市ホームページにおいて掲載する必要があるでございます。改めまして、この議事内容のほうをまとめましたら、発言内容に間違いはないか、また委員の皆様にはご確認の依頼のほうをさせていただきたいと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これもちまして、令和6年度第1回こども・子育て支援会議放課後事業部会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。